

平成28年第1回臨時会

市 議 会 会 議 録

平成28年1月28日（開会）

平成28年1月28日（閉会）

垂 水 市 議 会

平成二十八年第一回臨時議会議録

(平成二十八年一月)

垂水市議会

第 1 回 臨 時 会 会 議 録 目 次

第1号（1月28日）（木曜日）

1. 開 会	4
1. 開 議	4
1. 会議録署名議員の指名	4
1. 会期の決定	4
1. 諸般の報告	4
1. 報告第1号～報告第3号一括上程	5
報告	
1. 議案第1号・議案第2号一括上程	9
説明、質疑、表決	
1. 閉 会	18

平成 2 8 年 第 1 回 垂 水 市 議 会 臨 時 会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
1 ・ 2 8	木	本会議	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、議案上程（説明、質疑）産業厚生委員会付託、総務文教委員会付託
		委員会	産業厚生委員会 （議案第 1 号「森の駅指定管理者」案の審査）
		委員会	総務文教委員会 （議案第 2 号「補正予算第 12 号」案の審査）
		本会議	産業厚生委員長報告、総務文教委員長報告、質疑、討論、表決、閉会

2. 付議事件

件 名

- 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）
- 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 7 年度垂水市一般会計補正予算（第 1 0 号））
- 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 7 年度垂水市一般会計補正予算（第 1 1 号））
- 議案第 1 号 垂水市猿ヶ城溪谷森の駅たるみず及び垂水市猿ヶ城活性化施設の指定管理者の指定について
- 議案第 2 号 平成 2 7 年度垂水市一般会計補正予算（第 1 2 号） 案

平成 2 8 年 第 1 回 臨 時 会

会 議 録

第 1 日 平成 2 8 年 1 月 2 8 日

本会議第1号（1月28日）（木曜）

出席議員 13名

1番	村山芳秀	8番	持留良一
2番	梅木勇	9番	池山節夫
3番	堀内貴志	10番	北方貞明
4番	川越信男	12番	川尻達志
5番	感王寺耕造	13番	篠原静則
6番	堀添國尚	14番	川畑三郎
7番	池之上誠		

欠席議員 1名

11番 森 正勝

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	水産商工	
副市長	岩元明	観光課長	高田 総
総務課長	中谷大潤	土木課長	宮迫章二
企画政策課長	角野毅	水道課長	北迫一信
財政課長	野妻正美	会計課長	堀内昭人
税務課長	池松烈	監査事務局長	楠木雅己
市民課長		消防長	前木場強也
併任		教育長	長濱重光
選挙管理委員会		教育総務課長	保久上光昭
事務局長	白木修文	学校教育課長	下江嘉誉
保健福祉課長	篠原輝義	社会教育課長	森山博之
生活環境課長	田之上康		
農林課長			
併任			
農業委員会			
事務局長	川畑千歳		

議会事務局出席者

事務局長	磯脇正道	書記	橘圭一郎
		書記	瀬脇恵寿

平成28年1月28日午前10時開会

△開 会

○議長（池之上誠） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第1回垂水市議会臨時会を開会いたします。

△開 議

○議長（池之上誠） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（池之上誠） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において感王寺耕造議員、北方貞明議員を指名いたします。

△会期の決定

○議長（池之上誠） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る22日、議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本臨時会の会期を1日とすることに意見の一致をみております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定いたしました。

△諸般の報告

○議長（池之上誠） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から平成27年10月分及び11月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅弥） 皆さん、おはようござい

ます。

本日、平成28年第1回垂水市議会臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位には御出席を賜り、誠にありがとうございます。

まず初めに、1月24日日曜日から1月25日月曜日にかけての寒波到来による積雪等の影響について報告をいたします。

本市の体制につきましては、1月18日より情報収集体制を行い、ほっとメールや防災無線を通じて、事前に積雪情報等の周知を図りました。

主な被害といたしましては、転倒により3名の方がけがをされ、救急車にて搬送されております。

積雪につきましては、25日の通勤・通学時間帯に影響が出ております。

特に山間部においては積雪量が多く、住民生活にも影響があったことから、大野原地区の除雪作業は環境整備班で、牛根地区の山間部の集落への市道については地元の建設業者へ除雪作業を依頼し、実施したところでございます。

また、路面が凍結しないように融雪剤を散布し、スリップ事故等が起こらないように、交通安全の確保に努めたところでございます。

農作物につきましては、低温・積雪により約9,000万円の被害が発生しております。

内訳は、キヌサヤエンドウが、さやの表皮剝離や生育低下の被害を受けて約2,600万円、そのほかにスナップエンドウやタマネギなども被害を受けており、野菜の被害総額は約3,800万円となっております。

果樹では、露地ビワが栽培面積の24.5ヘクタールにおいて約5,200万円の被害を受けております。

その後の対応といたしまして、被災した農家においては、野菜関係は殺菌剤等の薬剤散布、追肥、排水対策、植え直し等を行っているところでございます。

水道関連につきましては、水道管の凍結によ

る老朽管の破損による漏水や、一般家庭においては給湯器周りの配管凍結により、お湯が出ないなどの影響が約200戸ありました。

漏水復旧につきましては、事業者へ復旧作業を依頼しておりますが、件数が多いため、しばらくお時間がかかる見通しとなっております。

教育関連につきましては、1月25日は市内全小学校については通常登校となりましたが、中学校につきましてはスクールバスの運行見合わせのため自宅待機とし、その後、午前11時より授業を再開したところでございます。

続きまして、1月26日火曜日に発生いたしました水道断水につきましては、報告をいたします。

早朝から市民の方より問い合わせがありましたので、水道課において漏水箇所の調査など原因究明を急ぎましたが、特定に時間を要しまして、午前7時頃には牛根・新城地区を除く市内全域で断水をいたしました。

市民の皆さまには大変な御不自由と御迷惑をおかけいたしましたことを、深くお詫び申し上げますとともに、節水への御協力に感謝をいたします。

対応といたしましては、防災ラジオ、防災無線、ほっとメールなどを活用して断水の周知に努め、給水班を構成して職員で給水対応いたしました。

また、外部への協力要請といたしましては、大隅河川国道事務所へ散水車1台、陸上自衛隊国分駐屯地へ給水車9台と、中央病院の水不足による不測の事態に備え、民間業者のタンクローリーを待機していただきました。

公共施設のトイレにつきましては、終日使用禁止とし、小中学校はプールの水で対応をいたしました。学校における飲み水につきましては、関係の小中学校に対し、20リットルの箱入り飲料水を50箱配付するとともに、学校給食につきましてはメニューを変更し、対応したところでございます。

夕方には中央地区において、夜中には柘原地区において、順次給水を再開しながら、翌日午前6時頃には、ほぼ市内全域で給水再開ができました。

断水の原因といたしましては、大雪の影響による水道管破裂と推測していますが、正式な原因究明までには、しばらく調査時間をいただきたいと考えております。

職員の頑張りに感謝するとともに、議員の皆さまにも御心配をいただき、誠にありがとうございました。

次に、企画政策関係のふるさと応援基金の状況について、報告をいたします。

ふるさと納税につきましては、12月議会において、より積極的な取り組みを後押しいただきましたことから、12月19日から31日までふるさと納税キャンペーンを実施いたしました。

このキャンペーンでは、市内返礼品取り扱い事業者の皆様の御協力により、より魅力的な返礼品の準備をし、インターネットを活用した広報戦略を実施したところでございます。

キャンペーン期間中の実績は、寄附件数が1万6,418件、寄附金額が3億4,803万円となりました。

これに伴い、12月31日時点での平成27年度実績は、本市への直接寄附分で、件数が877件から1万7,677件と約20倍、寄附額が2,816万5,000円から3億9,510万円と約10倍になりました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（池之上誠） 以上で、諸般の報告を終わります。

△報告第1号～報告第3号一括上程

○議長（池之上誠） 日程第4、報告第1号から日程第6、報告第3号までの報告3件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

報告第1号 専決処分の承認を求めることに

ついて（垂水市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度垂水市一般会計補正予算（第10号））

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度垂水市一般会計補正予算（第11号））

○議長（池之上誠） 報告を求めます。

○税務課長（池松 烈） おはようございます。報告第1号専決処分の承認を求めることにつきまして、御説明申し上げます。

地方税分野におけます個人番号・法人番号の利用につきまして、各税目の個別手続等につきましては、平成27年10月2日付総務省自治税務局各課長連名通知「地方税分野における個人番号・法人番号の利用について」で示されているところでございますが、このたび、「平成28年度与党税制改正大綱」におきまして、一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されましたことを踏まえまして、平成27年12月18日付総務省自治税務局各課長連名で「地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しについて」の通知がなされ、併せて「地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令」が平成27年12月25日公布され、政省令に申告書等の記載事項及び様式の規定がない手続であり、各地方団体において条例、規則その他の個人番号の利用に係る根拠規定を速やかに改正し、原則としまして平成28年1月1日から適用することが適当であることから、急施を要しましたので、垂水市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とし、公布の日から施行したところでございます。

そのため、地方自治法第179条第3項の規定に基づき御報告申し上げ、承認を求めようとする

るものでございます。

改正の主なものを申し上げますと、平成28年1月以後に市が納税義務者、特別徴収義務者等から申告・申請等を受ける手続におきましては、原則として個人番号又は法人番号の記載を求めることとなりますが、個人番号の記載を求めることによって生じる本人確認手続等の納税義務者、特別徴収義務者等の負担を軽減するため、国税における取り扱いと同様に、個人番号記載の対象書類を見直すとともに、一定の場合において個人番号の記載を不要とするよう行ったものでございます。

以上、申し上げましたことによりまして、垂水市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正したものでございますが、お手元の新旧対照表にて御説明申し上げます。改正する箇所をアンダーラインでお示しております。

1ページをお開きください。第51条につきましては、市民税の減免に関する規定でございますが、第2項第1号では、申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出する際に、個人番号の記載を不要としようとするものでございます。

次に、第139条の3につきましては、特別土地保有税の減免に関する規定でございますが、第2項第1号でも、申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出する際に、個人番号の記載を不要としようとするものでございます。

次に、附則でございますが、条例の附則をごらんください。条例は公布の日から施行することとしております。

以上で、垂水市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について報告を終わりますが、御承認いただけますよう、よろしく御願申し上げます。

○財政課長（野妻正美） おはようございます。

報告第2号及び報告第3号の専決処分の承認

を求めることにつきましては、同じ理由による専決処分であること、また、ほぼ同じ補正内容でありますことから、一括して御説明申し上げます。

それでは、報告第2号及び報告第3号専決処分の承認を求めることにつきまして、御説明申し上げます。

ふるさと応援寄附金の急増により、ふるさと納税制度事業関連経費の執行に急施を要しましたので、平成27年12月28日に、平成27年度垂水市一般会計補正予算（第10号）を、年が明けまして平成28年1月4日に、平成27年度垂水市一般会計補正予算（第11号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により御報告を申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

補正の理由でございますが、平成27年12月19日から実施しましたふるさと納税キャンペーンにより、ふるさと応援寄附金・寄附者が急増しましたことにより、その関連経費について平成27年12月28日に予算措置をいたしました。

しかしながら、専決後、見込み以上の寄附金・寄附者の増となったことから、再度平成28年1月4日に予算措置をしたものでございます。

補正予算第10号により、歳入歳出とも3億7,800万円を増額し、さらに補正予算第11号により、歳入歳出とも3億2,100万円を増額いたしましたので、結果、補正予算第11号後の歳入歳出予算額は98億9,507万9,000円になります。

補正の内容でございますが、第10号及び11号は、ほぼ同じ内容であることから、第11号で御説明申し上げます。

平成27年度垂水市一般会計補正予算（第11号）をごらんください。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正に掲げたとおりでございます。

事項別明細でございますが、歳出から御説明いたします。

最後の7ページをごらんください。

18目ふるさと納税制度事業費ですが、寄附者へのお礼の特産品の報償費、寄附者等への領収書送付にかかわる通信運搬費などの物件費、ふるさと応援基金への積立金を計上しております。

これに対する歳入は、6ページの歳入明細にお示ししてありますように、寄附金と基金繰入金の特定財源を充てて収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池之上誠） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 報告第1号で、マイナンバーに関するこの税等の関係の条例の改正ということでしたけども、今、実際上もカード化する方もいらっしゃるかというふうに思うんですけども、先ほど窓口で聞いたら、あと300通ほどまだ届けられてないというのがあるという現状で、800近くあったらしいですけども500ぐらいは来たということなんですけど、そういう中で、私自身はマイナンバーをいろいろ問題があるということで、この間、訴えてきたわけなんですけど、そういう現状の中、この問題が具体的に なっちゃうと、当然のごとく、さまざまな問題が引き起こされる可能性もなきにしもあらずと、申告とか含めて近くなってきましたので、そうなってくると、やはりそのマイナンバーの現状のさまざまな問題が改めて浮き彫りになったのかなというふうに思うんですけども、これらの点についてはどんなふうな考えなのか。

○税務課長（池松 烈） 今、その300件ほどあってありましたのは市民課の関係になりますので、税務課の関係のほうだけ報告させていただ

きたいと思います。

今回のこの条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決につきましては、地方税関係書類のうち、申告等の主たる手続きと合わせて提出され、また申告後の後に関連して提出されるとかの一定の書類につきまして、納税義務者との個人番号の記載を要しないこととするような言葉、改正しますということがございまして、実は3月の税条例の一部改正を一部改正するものであるんですけれども、9月にも実際は12月に提案はしました条例の際に、一部一部改正が出ておりますので、その一部一部改正を踏まえて一部一部改正となっております。

国のほうからは、今後も修正をされる場合があるとの旨が申し添えておりますので、マイナンバー制度につきましては助成を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するという大きな目標・目的はございますが、制度の運用を図っていく中では国民の皆様の方々の利便性を一番に考慮していかないといけないということでございますので、今後も一部改正がなされる可能性もあると私どものほうでは理解しております。

その都度、その都度の税条例等の一部改正が必要となってくるものと考えられますので、またこの議会に提案させていただきまして御承認していただければ、市民の方当たりもその都度、その都度、周知と言うか、御報告を申し上げてお願いをしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○持留良一議員 そうなってくると、その周知の問題なんですよ。要はなかなかそのあたりの情報というのがある意味、致命的な部分があって、それどうするのかって、この間のさまざま教訓の中でもそんなのがあったのかとか、なかなか見ないとか、そういう面があって、結果的にそのことによって被害と言っては何です

けども、市民の皆さんが不利益をこうむるとか、こともあろうかと思うんですよ。そうなったときの問題点ということの中で、いや、その当たりどう徹底するのか、言葉は簡単ですけども、じゃあ具体的にこの間の教訓も踏まえながらその当たりをどんなふうに徹底されていくのかです。

○税務課長（池松 烈） 実は、本日から実際、もう申告が始まっております。

それにつきまして、国のほうから税務署を通じて、しおりちゅうかパンフレットも来ております。これも申告の際には、やはり特に御高齢の方々がマイナンバー制度が要るの、要らないのということで御心配されていらっしゃるようでございますので、ここのところにつきましては税務署のほうでも確か2日にわたって1班、2班というような形だったと思うんですけども、勉強会を実施していただきました。それにうちの職員もほぼ、私を除いては勉強させていただいておりますので、申告会場におきましても、その都度の説明はしていきたいと思っております。

それから、今、実害ではないが、そういうのが発生する可能性と言うお言葉がちょっと出たようでございますけど、これにつきましては、まず記載するか、記載しないかっていうことであれで、今回のこの改正につきましては、それを不要としますよと。一旦上がっていた分のがそれをいろいろ手続上、申請になったときには、それはいいですよってというようなことになるようでございますので、こういうことが国のほうももう1回視野に、国民の方々の利便性というのを視野に入れた中で、今後も改正がありますよということでございますので、そのところは繰り返しになりますけど、国から下りてきた情報は、またパンフレット等もたくさん来ると思っておりますので、対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（池之上誠） よろしいですか。ほかに

質疑はありませんか。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 済いません、このふるさと納税のほうでちょっとわからないもんだから、ちょっとだけ聞きます。

この資料があったんですけど、ここに年末キャンペーンによる駆け込みの増と。この5番目に、ふるさと納税大手自治体の申し込み受付期間終了後のキャンペーン実施だった。ここがよくわからないんだけど、どういうことかちょっと教えてもらえますか。

○企画政策課長(角野 毅) キャンペーンについての御質問でございますけれども、その部分の記載につきましては、ワンストップという制度が導入されまして、納税者に対して非常に納税のしやすい環境づくりという位置づけでございます。その関係上、その方々に対する通知を年明け早々に行う必要性がございます。そうすると、年度末まで寄附金の募集を行いますと、事務的に非常にタイトなスケジュールになることから、ほかの市町村はそのことを懸念して、早目の寄附受付の取りやめを行ったということでございます。本市におきましてはそれを31日まで継続的に行ったということでございます。

○議長(池之上誠) よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池之上誠) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

まず、報告第1号を承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池之上誠) 異議なしと認めます。

よって、報告第1号は承認することに決定いたしました。

次に、報告第2号を承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池之上誠) 異議なしと認めます。

よって、報告第2号は承認することに決定いたしました。

次に、報告第3号を承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池之上誠) 異議なしと認めます。

よって、報告第3号は承認することに決定いたしました。

ここで、市長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○市長(尾脇雅弥) 済いません、先ほど諸般の報告のところで、数字の言い間違いがございましたので、訂正をさせていただきます。

一番最後の部分でございます、ふるさと応援基金の寄附額が2,816万円から3億9,510万円と約14倍と申し上げなければいけないところを、10倍と発言したようでございます。訂正をしてお詫びを申し上げたいと思います。

△議案第1号、議案第2号一括上程

○議長(池之上誠) 次に、日程第7、議案第1号及び日程第8、議案第2号の議案2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第1号 垂水市猿ヶ城溪谷森の駅たるみず及び垂水市猿ヶ城活性化施設の指定管理者の指定について

議案第2号 平成27年度垂水市一般会計補正予算(第12号) 案

○議長(池之上誠) 説明を求めます。

○水産商工観光課長(高田 総) おはようございます。

水産商工観光課所管議案第1号垂水市猿ヶ城溪谷森の駅たるみず及び垂水市猿ヶ城活性化施設の指定管理者の指定について、御説明申し上げ

げます。

垂水市猿ヶ城溪谷森の駅たるみず及び垂水市猿ヶ城活性化施設の平成28年4月1日から平成31年3月31日までの指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経なければならないと規定されておりますことから、議案として上程させていただいたところでございます。

それでは、これまでの経過につきまして御説明させていただきます。

森の駅たるみずは平成22年4月に開設され、6年が経過しようとしておりますが、近年におきましては、周辺施設等との連携や交流人口の増加に向けた取り組みにより、施設の利用者も年々増加してきている状況であるものの、毎年300万円程度の歳入不足が発生しており、光熱水費等の維持経費に基金を充当しているのが実情でございます。

また、議会や産業厚生委員会におきましても、指定管理者制度導入の時期について質問や御意見をいただき、その移行に向けての準備を進める旨の答弁を行った経緯もありますことから、指定管理者制度の導入により、民間活力を最大限に活用して財政面を改善し、施設の充実や猿ヶ城周辺の観光資源の活性化と振興を図るために、平成27年10月1日付で、広報誌やホームページ等で広く指定管理者の公募を行ったところでございます。

10月14日には現地説明会を開催、株式会社財宝様と鹿児島国際交流協力センター様の1社・1団体の3名が参加され、10月30日に株式会社財宝様から指定管理者の指定申請書が提出されたところでございます。

11月24日には、副市長を委員長として、選定委員10名で構成された第1回垂水市猿ヶ城溪谷森の駅たるみず及び垂水市猿ヶ城活性化施設に係る指定管理者候補者選定委員会を、垂水市公の施設の指定管理者制度に関する運用指針に基

づき開催し、選定基準や候補者決定の判断基準並びに第2回の選定委員会における質疑内容について、審議をしていただきました。

12月15日には、第2回選定委員会を開催、申請者によるプレゼンテーションも行っていただき、質疑応答の後、選定委員による採点を実施いたしましたところ、候補者決定の判断基準を満たしておりますことから、株式会社財宝様を森の駅指定管理者の候補者として、選定委員会において決定していただいたところでございます。

以上のことにより、本日、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会に議決をいただきたく、議案も上程させていただいたところでございます。

それでは議案第1号について御提案させていただきます。

垂水市猿ヶ城溪谷森の駅たるみず及び垂水市猿ヶ城活性化施設の指定管理の指定について。

指定管理者に管理を行わせる施設、垂水市猿ヶ城溪谷森の駅たるみず及び垂水市猿ヶ城活性化施設。

指定管理者に指定する団体、株式会社財宝。

指定する期間、平成28年4月1日から平成31年3月31日まで。

提案理由につきましては、垂水市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により、垂水市猿ヶ城溪谷森の駅たるみず及び垂水市猿ヶ城活性化施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

以上、御提案申し上げます。御審議方よろしくお願いいたします。

○財政課長（野妻正美） 議案第2号平成27年度垂水市一般会計補正予算（第12号）案を御説明申し上げます。

今回の補正は、ふるさと応援寄附金・寄附者

の増に対応するためのシステムを導入しようとするものでございます。

今回、歳入歳出とも353万5,000円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は98億9,861万4,000円になります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は2ページから3ページまでの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

歳出の事項別明細で御説明いたします。7ページをお開きください。

2款総務費の18目ふるさと納税制度事業費は、ふるさと応援寄附金等の増に伴い、寄附者の情報等を一括管理し、事務の効率化を図ることを目的に、システムを導入しようとするものです。

これに対する歳入は、6ページの事項別明細書にお示ししてありますように、ふるさと応援基金繰入金を充てて収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（池之上誠） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 すいません、議案第2号のほうで。

財政課長、これ、システムの導入がどのぐらいで完成するっちゃうか、できるのか。

それと企画課長、さっきタイトだと言われたけど、この電算システムの導入を充てにしてそのタイトなところを垂水市はクリアしようと思ってるのか、それとも、これ関係なしに、まあ何とかなるのか。その大手の自治体が早目に申し込みをやめて、年が変わってタイトになるからっちゃう説明だったですよ、さっき。垂水市も恐らくあんだけ来ると、相当大変だと思うんですよ。そのことは、そのこれ、関係なしに

できるのか、それともこれがあってできるのか。そこ。

○企画政策課長（角野 毅） 本市におきましては、現在、システムの導入は職員の手づくりのシステムを活用して、運用を行っております。そのために本市企画政策課の職員は12月中はシフトを組みまして休まず、また、年明けも整理のために職員が時間外での勤務を含め、総出で出ております。このシステムとは全く関係のないところで一通りの27年度分の寄附に対する事務処理というものを済ませなければなりません。

ただ、1月1日より本格的に制度を運用していくという計画でおりますので、そのためにはどうしても新たなシステムの導入をする必要性がございますので、そのための補正予算の要求という形になります。

システムは、今ございますデータの導入とか購入を、システムを導入してから現在の寄附者のデータ等の移行とか、それからシステムが正常に動くかということのチェックもろもろを考えまして、年度内には正式な稼働ができるように準備を進めたいと考えております。

○議長（池之上誠） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 それでは議案第1号について、質疑をしたいというふうに思います。

私はこの問題、3つの角度から質疑をしたいというふうに思います。

その中には、全国の、今、この指定管理者の到達状況か、そういうことも踏まえながら発言を、質疑をさせていただきたいと思います。

1つは、このいわゆる設置目的から考えた場合、施設の内容、この性格ですね、いわゆるこの設置目的等を考えた場合、そのさらに目的を達成するためには、私はやはり引き続きの直営化、もしくは公共的な団体が妥当だというふうに考える立場であります。

最近のこの問題での動向によると、1つは、この平成、2千何年でしたかね、これが制度ができたのが2003年でしたね、自治法が改正になりまして、こういう制度ができるようになったということ。その当時はいわゆるさまざまな施設が赤字だったりとか、そしてそのことによって経費が節減できるぞと、民間のノウハウを活用していけば、施設の運営がさらに一層、活性化されていくんじゃないかというさまざまな理由がそのときありまして、全国もさまざまそういう状況の中、検討がされ始めたというふうに思っておるんですけども、しかし今、この制度自体がもう削減効果は限界に来てるということで、制度自体が賞味期限が来てるといような形も言われてます。

その実態的な数字としては、その指定管理者はいわゆる企業等、いわゆる企業の割合は10%台にとどまってるんですが、圧倒的に多くは、公共団体、NPOとか、そういうところが圧倒的シェアを占めてるといふようになります。これはいわゆる一定の規制を働く公共団体になることにどうしても落ちつかざるを得なくなってきたと。というのは、この間、さまざまな問題が起きてきてます。

鹿児島県内でも南大隅町のサタデーランドの問題ですね、これは業者が倒産でしたけど、それから薩摩川内市、太陽の里、赤字経営になって撤退をするということで、新聞にもそういうのが報道をされてました。全国的にもそういうさまざまな問題が起きてきたわけなんですけども、これが1つあるということの中で、私はやっぱり個々の目的・内容・理念等から考えた場合、そぐわないんじゃないかというふうに思うんですけども、この間、この6年間をどんなふうに総括をされてきたのか。それはなぜそこで民間、この指定管理という形に至ったのか。そのところは若干の疑問も抱きますけども、その点がまず第1点です。

1つは、先ほど言いました、このそもそもの指定管理者というのは、経費を縮減していくんだというのが大前目だったんですけども、これも先ほど言ったとおり、さまざま問題が出てきてると。そういう中で、本市の確かに森の駅も、先ほど報告あった300万ほどの赤字を出してきてるといふことがありました。

では、こういう中で2つあると思うんですけども、1つは、そういうのをどんなふうにして克服していくのか。というのは、私たちのこの議論の中には、財政収支計画だとか、さまざまな私たちが議論する、できるものがないわけで、どうしてもそこの部分が十分、私たち自身も十分な対応の中で、これが審査できないといふこの制度なり、これを運んでいる運用上の問題があるわけなんです。本来であれば、そういう事業計画書とか収支計画書とかあれば、ここの2点目の問題である、じゃあどんなふうにして運用をしていくのか、これ以上の縮減といふのはどんなふうにやっていくのか。例えば、今の中で当然、考えられるのは、財宝さんは、その温泉施設と一体になった形での宿泊の運用といふのも当然、頭の中にはあろうかといふふうに思います。そういう中で、実際そういうところで実際上の今のマイナス面をカバーしていくのか、それとも今の中で人件費を落とし、物件費を落とす中で運営していくのか、こういう2つの道の選択があると思うんですね。

というのは、やはり企業ですので、利益を生まなければ今まで、現状のまま受け継いでも何らメリットはないわけなんですよね。そうやってきたときに、この運用上の問題としてこの施設をどのように位置づけていく考えなのかというのが2点目の大きな問題点であります。

3点目は、そうやってきたときに、先ほど言いました2つの施設の理念・目的等々から考えた場合、いわゆる公共性という問題があります、1つは、もう1つはやっぱり運営していく上で

の透明性の問題もあります。

なおかつ客観性と言う問題もその中には当然、なってくると思います。というのは、なぜかと言うと、公共の施設を運営してるわけなんです。これは福祉の増資に努めなければならないということをしかり明記もされてます。

そもそもこの地方自治法の224条のこの内容というのは、直営が原則ですよという考え方に立って、例外として管理者制度を取ることはできるんですよという中で運用されてきた背景があります。そうなってくると、やはり公の施設をどう運営していくのかというようになったときに、やはり今言った公共性とか客観性とか透明性、さまざまな問題点が指摘もされてくるわけなんです。その点については基本協定の中にも若干、うたわれてる分もあります。

それと、なおかつ管理協議会を設置をして、年2回ほど必要に応じて第三者を交えることになっているというふうに思いますけども、やはり私はこの中での問題と言うのは市民の参加、道の駅の問題のときにも指摘をしました、運営協議会という中できちっとそこに参加を位置づけて、そして定期的に議論をして、本当にその言われたとおりの内容がきちっとされてるのか、そして市民の声をどのように反映させていくのかと。そこに公の施設の最大の責任、役割があるんじゃないかということも言ってきたわけなんですけども、その点でそういうことがきちっと担保されていくのか。

そしてなおかつ問題は働き手の雇用の問題、この問題も、この間もいろいろと道の駅の関係で提案もしてまいりました。私は選定委員会の中に議員じゃなくて社会保険労務士を入れるべきだということも主張をしてきたわけなんですけども、そういうことも含めて、いわゆる公共性・透明性・客観性というのがどのように担保されていくのか。まずこのことはしかり私は議論されていって、そしてきちっと提案される

ものだというふうに思いますので、その点について3点の角度から、まずこの点をただしていきたいと思います。

○水産商工観光課長（高田 総） まず、指定管理を導入する理由といたしましては、先ほど御説明はいたしましたが、そのほかには、やはり利用の運用において利用者の利便性の向上ということが、年中無休のデイサービスが提供が不可欠でないかと。直営堅持ではただ単に人件費が増加するだけで、費用対効果が上げられない結果となるのではないかと懸念いたしまして、市長が重点施策に掲げております6次産業化と観光振興における交流人口の施策を早急に進めて、地域の活性化を図りたいと。それを最優先にいたしまして、今回、指定管理者導入に至ったわけでございます。

あと、人件費、どのような事業計画なのかということにつきましては、財宝様のほうから一応提案でございますが、猿ヶ城地域の観光資源や、特に温泉を活用した大隅半島の一大観光拠点として整備を行い、観光振興を図る計画であるということでございます。

具体的には、森の駅の単体ではなく現所有施設との相乗効果、例えば森の家とのコラボによる取り組み、また構想案でございますが、猿ヶ城地域を森林・川・休憩施設の特性化した3つのゾーンに分けた整備計画を持っていらっしゃる、このような取り組みによりまして、現在、森の駅が抱えております課題であります、冬場の集客が可能になり、1年を通じたオールシーズンの集客が可能になると考えているところでございます。

また、収支によりますと、こちらで試算をいたしますと、現在、約30%のコテージ室の稼働率でございますが、これを10%上げますと、約500万円の収入増が見込まれます。今、御紹介いたしました申請者から出された、提案された事業を行うことにより、赤字の解消につきまし

ては十分可能であると考えているところでございます。

あと、人件費につきましては、大体毎年5%程度の収入の増加を見込んでいらっしゃるということで、これを人件費の増額において、増額も考えながら反映させていくと。

これまでの現在の職員の方の賃金でございますが、これを下回ることはないと、それを上回る形で雇用を継続していく、そういう方向性であると提案をいただいております。

以上でございます。

○持留良一議員 3点目は回答がちょっとなかったんですけども、いわゆる公共性・透明性、これについて。

○水産商工観光課長（高田 総） 公共性・透明性につきましては、今後の指定管理者の施設の管理運用におきましては、公募の要項で、現行の運用形態を継承することはもとより、当該施設の条例・規則並びに関係法令を遵守することを定めており、収益の基礎となる施設利用等の変更につきましては、条例・規則の改正が必要であり、また、議会での議決をいただかなければならないことから、公共性、利用者の公平性は堅持できると考えているところでございます。

また、当初の設置目的であります、森の駅の設置目的であります本来の施設の性格を維持する形で指定管理は導入することが、それも公平性・透明性を確保できると考えておまして、その内容を募集要項の中で、業務の範囲といたしまして森の駅施設内におけるイベントの開催とか、垂水市主催事業等における協力・スポーツ合宿、並びに教育旅行体験メニューの受け入れ等を記載したところでございます。それに関しても前向きな提案をいただいております。

以上でございます。

○持留良一議員 先ほど言いましたとおり、この目的ですね、施設の目的等をやる場合、1つ

の観光的な側面も当然、その中には出てくるかというふうに思うんですけども、しかし、やはりそこが優先されちゃうと、この森の駅の例えば設置目的のある交流場の市民等に提供することにより、地域の活性化及び市民等の健康の増進等図るための云々かんぬんというのがだんだん薄くなってくれないかなというふうに思うんですね。

というのは、国はこの間、2008年と2010年にわたってさまざま問題があるということで通知なり等ですね、いわゆる指導文書的な内容が多いかと思いますが、そういうのを出してその解決策をを図って来たんですね。当初は先ほど言いましたとおり、経費の削減が中心だったんですね。そうしないとやっぱり多くの自治体がそれを利用しないだろうということは。

ところがそこがあまりにも中心的になっちゃって、例えば人の安全の問題、そしてまたひどいところはその土地を担保にして融資を受けるとか、ひどい経営実態もあったわけなんです。そうやってきたときに、これはどうもいけないということで、本来である公共のサービスの水準をパスしなさいと。いわゆる公共の施設だから、本来の目的に沿った形で運用しなさいというのが出てきたんですね。それが08年の中身です。

その中で、選定過程の中で、選定員が施設の行政サービスに応じた専門家等が確保されているかっていうことも明記されてるんですよ。これは、もう御理解いただけると思うんです。この施設をする場合、行政サービス等に応じた専門家がないと、じゃあ、このところをどれだけ内容を持って選定の中、選定をできるかっていう、そういう専門的な角度がないと、ただ単に選定委員の皆さんが来て、参加していろいろ意見を言って行くと。ところが施設と言うのはそういう特徴と内容を持った施設だと。そうやってきたときに、そこの部分がないと、公共性の

サービスが確保されないという問題が出てきたんですよね。この点が1つあると思うんですよ。

そうやってきたときに、もう1つが、協定等の中には自主事業と委託事業について明確な区分の定めがあるのかと。いわゆるもうごちゃ混ぜになっちゃって、どちらがどちらの主體的な事業なのか、自主的な事業なのかがわからなくなる。もう結局、その施設が1つの附属的な施設になっても運営はされていく。そうすると、さっき言った、その2つの施設の目的がないがしろにされていくというのがある。

私もちょっとこの前、施設を改めて見に行きまして、入り口のところに、ちょっとはつきりしませんけども、こんなことを書いてあります。

財宝さんという形で、雇用・センター・猿ヶ城・ラドン温泉・案内所というのが書いてあります。お土産コーナーもあります。もう既にこういうのが入り口のところに貼ってあるんですよ。なぜこれが貼ってあるんだって聞いたら、いや、いろいろ問題はあったけども、貼ることになったんだということになったんですよ。

本来、これはあり得ない話なんですよ、こういうことは。まだ指定管理者にもなってないのに、みずからの案内書をそこにつくるっていうと。お土産コーナーもありますよという、こういうふうな形でされてくる。

そうすると、先ほど言ったこの選定過程と協定との中身が非常に、ある意味、曖昧になってきている可能性があるんじゃないか、私はそんなふうに改めて感じたんですよ。

そして、さっき建てる当初は、やっぱりこの施設と言うのは、本来の目的を達するためには、公共的な団体、もしくは直営でやっていくと、その確かに赤字をつくり出してそこについてはメスは入れてないですよ。というのは、これがつくったのは6年になるんですけども、先ほど言われましたけども、その間じゃあどういふ議論をしてきたのかというのがもう1つの観点と

してあると思うんです。

しかし、これは当初21年、この資料がありますけども21年のときの資料がありますけども、そのときには指定管理者には資料が不足していると、適切な管理法の検証を含め、1年をめぐりに直営で行い、その後、指定管理する管理の代行による計画をしていくということだったんです。

先ほど言いましたとおり、課長のほうから総括もありませんでした。問題点、課題、そういう中でこの施設をどうするかということについては、意見がなかったんですけども、私は今のこの現状を考えたときに、やっぱりそういう部分での議論がないと大変じゃないかなというふうに思います。

それと、もう1つは、その経費の仕組み、人件費の問題等でそこところはクリアされるという、確かに数字的にはそうやっていくと思います。

しかし、企業ですので、じゃあ、どう委託先の利益を確保していくのかというのが、これは当然だと思うんですよ。まさか、サービスでやるわけではありませんし、ボランティアでやるわけでもありません。やはりそこには1つのメリットがあるからこそ、指定管理という名を上げて、今回、入ってこられたと思うんですよ。そうやってきたときに、じゃあその中身で、先ほど5%の増加を確保されると言いましたけども、しかし、今の現状の中で伸びると言われましたけども、しかし、やはり非常に厳しさは私は変わらないと思うんですよ。県下のさまざまな施設も調べましたけれども、やはり夏は一定程度確保できるけれども、冬場の財政は非常に難しいというのは、もうこの施設も一緒です。それをじゃあどう克服するかということ自体、具体的な内容がなかったんですけども、今の施設だと、基本的には人的経費と物的経費で構成をされてるのがほとんどだろうと思います。

ところが、今度は指定管理になると、その中に今度は物的経費・人的経費・委託先経費、この3つの構成でなっています。そうなるとうと、委託先利益を確保するためには物的経費というのはなかなか外せませんよね、今の中でも、施設を運営する上で。そうすると、どうしても人的経費が圧縮せざるを得ない、これがもう全国的な施設の特徴です。

その中で、粉飾決算とか破産とか、さまざま問題も起きてきているということなんですよ。

だから、そういう意味で、私はいろいろ考えて、確かに補正予算の非常に積極的な提案というのは、当然だろうと思います、それをやっていく上です。

ただ、やはり私がクリアしなければならない、冒頭言ったこの施設の内容や性格から見た場合、本当に民間にやっていくのが妥当なのか、どうなのかというのは、やっぱり懸念があるんじゃないか。そして経費縮減と言ってるけども、そのところっていうのは違うよと、いかに公共サービスを充実させていくか、住民のやはりそういう要望であった形の運営していくかという意味では、やっぱりその中に運営における内容としては、やっぱり公的な、そういう運営になっていくのが妥当じゃないか。そうでないとなかなか難しいと。厳しくなった場合、どうしてもそこにしわ寄せが来て、運営に支障を来すという問題がいろいろ出てくると思うんですよ。

だから、そういう意味で安定的な施設を運営していくという点では、やはり私は今の指定管理の方法じゃなくて、引き続き模索をしながら、直営をしながら、法的な公共団体等の公的団体等の指定管理に移していくということが妥当だと思いますけども、先ほど言った2つの点について再度、お聞きをしたいと思います。

○水産商工観光課長（高田 総） 今後については、協定書を締結いただいたりするわけですが、その間に管理におきまして管理業務と相互

では精査して、まだまだ問題を解決していかなければならないと考えているところでございます。

強く言われる公共性でございますが、こちらでも現在の取り組みを踏襲した形で公募を行い、前向きな提案、例えばキャニオニング等も山岳会等に加えて鹿屋体育大学の力をいただきながら進めていく考えもあると、そういうのもありまして、地域の先ほども財宝さんの商品が出ていると言われましたけど、今後は水之上地区の農産物も扱う方向で検討をしている、そういう地域と連携しながら施設の運用を図っていくという、いい提案をいただいておりますので、今回につきまして、議案を上程させていただいたところでございます。

○持留良一議員 私は先ほど全国の状況を話をしました。その中で様々な指定取消が2,415件ありましてですね、やっぱり運用上のさまざまな問題を引き起こしてきてるという。ある意味、公共施設を運営していく上で限界がそこに見えてくるんじゃないかと、1つは思います。

2点目は、やっぱり経費節減の問題ですね、そうじゃないんだと。公共サービスをどう充実させていくかということが重要だということですよ。

そして10年の通知の中には、労働条件の適切な配置がされるようにという、働く人たちの問題も出できます。前、ワーキングプアをつくってはいけないんだと、公共団体はそういうのをつくっちゃいけないんだというところを議論して、きちっとした適切な賃金水準を維持するようにということも言ってきたというふうに思いますけども、やっぱりそういうところはだんだん、だんだん問題化されてきてると。そうやってきたときに、やっぱり結論として言えるのは、そういう一定の規制が働く、公共団体等に委ねる、やっぱりこのことがされてるんじゃないか

というのが1つです。

もう1つは、やっぱり今後、経済動向の問題もありますけども、地方づくりの中で競争が相当激しくなってくると思うんですね。そうなってくると、どうしてもいやおうでも過度な経費削減競争を突っ込まざるを得ないと、そうなってきたときに、どういう問題が起きるかっていうのは、もうわかると思うんです。その中でやっぱり安定的に運営していくためには、公共団体か非営利団体であるということが、これはやっぱり全国の、私は結果だろうというふうに思います。

そういう意味で、この場では問題提起をして、私の質問を終わりたいと思います。

質疑を終わります。

○議長（池之上誠） 回答は要らないんですか。

○持留良一議員 いいです。

○議長（池之上誠） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第1号及び議案第2号については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については産業厚生委員会に、議案第2号については総務文教委員会にそれぞれ付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時1分休憩

午後1時10分開議

○議長（池之上誠） 休憩前に引き続き、会議

を開きます。

先ほど議題といたしました議案第1号及び議案第2号について、休憩時間中に各常任委員会を開き、審査が行われましたので、各議案を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長、川越信男議員。

〔産業厚生委員長川越信男議員登壇〕

○産業厚生委員長（川越信男） 休憩前の本会議において産業厚生委員会に付託となりました案件について、休憩中に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告します。

議案第1号垂水市猿ヶ城溪谷森の駅たるみず及び垂水市猿ヶ城活性化施設の指定管理については、本会議の際の説明をもとに委員会で質疑を行いました。

委員から募集要項の中で、個人情報保護をうたっているが、通販での利用はないのかとの質疑に対し、第2回選定委員会の中で森の駅以外での利用はしないとの答弁がありました。

また委員から、森の駅活性化施設の加工施設の件で指定管理となったときの運用はどうなっているのかとの質疑に対し、加工室については今回の指定とは切り離し、従来どおり農林課での運用となるとの答弁がありました。

また委員から、道の駅では利益のいくらかを納入しているが、森の駅ではどうなっているのかとの質疑に対し、指定管理料はなしで募集をかけており、利益が出た場合には人件費等へ充当する旨の回答がありました、との答弁がありました。

また委員から、3月議会での提案では間に合わなかったのかとの質疑に対し、事務的な理由で3月議会にて承認をいただいても引き継ぎの時間がなく、適正な処理ができなくなる恐れがあるため、今回、上程となったとの答弁がありました。

また委員から、今回の指定管理における一番の要望は何になるのかとの質疑に対し、現在、

年間300万円の歳入不足の解消と民間のノウハウを導入し、猿ヶ城地域の活性化を最優先としているとの答弁がありました。

各委員より、さまざまな質疑が交わされましたが、本議案に対し、異議がないか諮ったところ、異議があり、挙手による採決を行い、賛成多数で原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（池之上誠） 次に、総務文教委員長、堀内貴志議員。

[総務文教委員長堀内貴志議員登壇]

○総務文教委員長（堀内貴志） 休憩前の本会議において、総務文教委員会付託となりました議案1件について、休憩中に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告します。

議案第2号平成27年度垂水市一般会計補正予算（第12号）案については、原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（池之上誠） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

まず、議案第1号について、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 異議がありますので、議案第1号は起立により採決いたします。

委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願いま

す。

[賛成者起立]

○議長（池之上誠） 起立多数です。よって、議案第1号は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号について、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号平成27年度垂水市一般会計補正予算（第12号）案は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

△閉 会

○議長（池之上誠） これをもちまして、平成28年第1回垂水市議会臨時会を閉会いたします。

午後1時16分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員